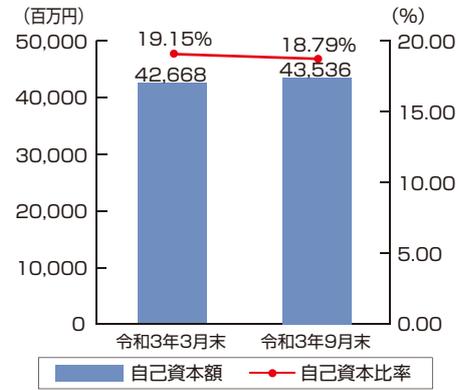




# 自己資本比率（国内基準）

「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。当金庫の自己資本比率は、**18.79%**と国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても**435億円**となり、自己資本の充実が図れました。



令和3年9月末の自己資本比率については、自己査定に基づいて、貸倒引当金処理を行った計数により算出してしております。

## ■自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円・%)

項目	令和3年3月末	令和3年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	42,543	43,413
うち、出資金及び資本剰余金の額	969	969
うち、利益剰余金の額	41,611	42,443
うち、外部流出予定額 (△)	38	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	176	172
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	176	172
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,719	43,585
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	51	49
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	49
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	51	49
自己資本		
自己資本の額 (イ)-(ロ)	42,668	43,536
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	211,927	220,831
資産 (オン・バランス) 項目	205,980	214,496
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 4,048	▲ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 4,048	▲ 1,425
オフ・バランス項目	5,579	5,897
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	367	437
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,846	10,846
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	222,773	231,677
自己資本比率		
自己資本比率 (イ)/(ニ)	19.15%	18.79%

\*自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出してしております。なお、当金庫は国内基準金庫であります。

## ■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和3年3月末		令和3年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	211,927	8,477	220,831	8,833
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	208,577	8,343	214,574	8,582
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	240	9
外国の中央政府及び中央銀行向け	109	4	259	10
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	50	2	50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	85	3	111	4
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	458	18	368	14
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,876	1,635	48,162	1,926
法人等向け	73,762	2,950	75,759	3,030
中小企業等向け及び個人向け	36,922	1,476	38,151	1,526
抵当権付住宅ローン	6,800	272	6,626	265
不動産取得等事業向け	18,549	741	18,249	729
3か月以上延滞等	614	24	777	31
取立未済手形	21	0	24	0
信用保証協会等による保証付	1,726	69	1,724	68
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	3,866	154	3,323	132
上記以外	24,483	979	20,695	827
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,031	281	7,244	289
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額にされなかったものの額	▲ 4,048	▲ 161	▲ 1,425	▲ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	367	14	437	17
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,846	433	10,846	433
ハ. 総所要自己資本額 (イ+ロ)	222,773	8,910	231,677	9,267

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 1.5\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
  
 5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%